



1\_市は災害対策本部の設置・運営訓練を実施 2\_自衛隊は、遠野運動公園と早瀬川緑地に野営しました 3\_沿岸からヘリ搬送された負傷者を遠野病院に移送する訓練 4\_自衛隊の生活支援装備の一般公開 5\_早瀬川に架設された橋を渡る消防車両

## みちのくアラート2014

大災害に備え6年ぶりの実施

**大** 規模災害に備えて陸上自衛隊を中心に関係機関・団体が連携して訓練する「みちのくアラート2014」は11月6～9日の4日間、東北6県で行われました。6年前に岩手では本市をメイン会場に行われた「みちのくアラート2008」での経験が、東日本大震災発生後の初動に生かされたことから訓練規模を拡大。今回は沿岸被災地を中心に訓練が展開されました。

本市では、災害対策本部の運営や避難住民の輸送訓練、架設した橋の通行訓練のほか、自衛隊による災害時の生活支援装備の一般公開を実施。参加した市職員や消防団員、市民ら800人は、有事への備

えと、後方支援活動の動きなどについて確認しました。訓練は、6日朝に宮城県沖で大規模地震が発生し、沿岸を津波が襲い、本市は震度5強の地震が発生した想定で実施。本市は災害対策本部の設置・運営と沿岸被災地への支援物資輸送を皮切りに、各種訓練を行いました。

期間中、遠野運動公園と早瀬川緑地には、陸上自衛隊第9後方支援連隊・施設大隊(八戸市)などが野営。最終日の9日には、早瀬川緑地で市婦人消防協力隊と自衛隊の連携による炊き出し訓練、自衛隊が早瀬川に架設した橋を市消防団の車両が渡る訓練など、本番さながらの訓練が展開されました。

### 防災・消防機材などを配置しました！

市は11月、(財)自治総合センターの宝くじ助成金を活用して発電機、灯光器、携行缶などの防災資機材7点(写真左下)ずつ附馬牛町第1～7区自治会に配置したほか、電源立地地域対策交付金を活用して小型動力ポンプ付き積載車を市消防団▷4分団5部(附馬牛町)▷2分団1部(綾織町)▷8分団3部(上郷町)一に各1台配置しました。



### Interview 関係機関の連携強化が命を救います

陸上自衛隊岩手駐屯地 第9高射特科大隊長

奥田 嘉夫 二等陸佐

6年前の「みちのくアラート2008」の経験が生き、東日本大震災では、自衛隊は遠野市を拠点にスムーズに災害派遣活動を展開することができました。日頃から関係機関が連携を深めることが、命を救うことにつながるのです。また、一人一人がしっかりと災害に備えることも大切。市民と関係機関が一丸となって対策に取り組むことが、今後の防災には必要です。

## 第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

**投票日** **12月14日(日)**  
午前7時～午後6時

■問い合わせ 市選挙管理委員会事務局(☎62-2111内線213)

### 投票できる人

- 平成6年12月15日以前に出生した人で、平成26年9月1日以前に住民票が作成された人
- ▶選挙権のある人には、12月5日ごろまでに「投票所入場券」が郵送されます。投票は、入場券を忘れずに、記載されている投票所で行ってください
- ▶9月2日以後に遠野市に転入した人は、前の住所地での投票となります
- ▶11月22日以後に市内転居の届け出を提出した人は転居前の投票所での投票となります
- ▶目や手が不自由なため字を書くことが困難な人には、係員が代わって記入する「代理記載」により投票することができます。代理記載を希望する人は、投票所の受付係にお申し出ください

### 期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票日当日に投票できない人は、選挙期日前に投票することができます。

場 所	期 間	
	衆議院議員総選挙	最高裁判所裁判官国民審査
遠野市役所 本庁舎西館1階(東館町)	12月3日(水)～ 12月13日(土)	12月7日(日)～ 12月13日(土)
宮守総合支所	12月7日(日)～12月13日(土)	

※時間はいずれも午前8時半から午後8時まで

### 不在者投票

長期の入院や出張、旅行などで選挙期間中に遠野市(※9月2日以後に転入した人は前の住所地)以外の市町村に滞在している場合、滞在先の市町村から投票することができます。不在者投票を希望する場合は、あらかじめ遠野市(※)の選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

### 投票会場の変更

※10月に行われた市議会議員選挙からの変更です

対象投票区	変更前	変更後
遠野投票区	遠野市民センター 大ホールホワイエ	あえりあ遠野 中ホール

投票しよう！  
あなたの一票



明るい選挙のために

## 三ない運動を徹底！



求めない！

贈らない！

受け取らない！

三ない運動とは、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることを禁止する運動です。これらの行為(下記詳細)は公職選挙法で禁止されています。

### してはいけないこと

政治家→有権者 ▷祭りへの寄附▷差し入れ▷開店祝や葬儀などの花輪▷お歳暮やお年賀▷秘書などが代理で出席する場合の結婚祝や葬儀の香典▷入学・卒業祝▷病気見舞い▷地域の運動会などや町内会の集会への寸志や飲食物の差し入れなど有権者→政治家 ▷寄附の勧誘や要求など